

徳島県規則第百二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「省令」という。」を削り、「平成二十年国土交通省令第三十七号」の下に「。以下「機関省令」という。」を加える。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定登録機関 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者をいう。
- 二 指定試験機関 法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者をいう。
- 三 免許証 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証（他の都道府県知事が交付するものを除く。）をいう。
- 四 免許証明書 法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第二項に規定する二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（指定登録機関が交付するものに限る。）をいう。
- 五 免許証等 免許証又は免許証明書をいう。

第三条第一項中「法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）を「指定試験機関」に、「第三号から第五号まで」を「第三号及び第五号」に改める。

第四条第一項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）を「免許証」に改める。

第六条第一項中「免許証及び」を削り、同条第二項中「、免許証」を「、免許証等」に、「ちよう付し」を「貼付し、免許証等を添えて」に改める。

第七条第一項中「免許証を」を「免許証等を」に、「ちよう付した」を「貼付した」に改め、同条第三項中「免許証を」を「免許証等を」に改める。

第八条の見出しを「（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）」に改め、同条第一項及び第三項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第五項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「免許証」を「免許証等」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改める。
第十二条の二の次に次の十一條を加える。

（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用）

第十二条の三 指定登録機関が法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第三条、第四条、第六条、第七条、第八条第五項、第九条及び第十二条の二の規定の適用については、これらの規定（第三条第一項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、「二級建築

士等免許証用写真」とあるのは「二級建築士等免許証明書用写真」と、第三条第一項中「免許申請書（様式第一号）」とあるのは「免許申請書」と、「添えて知事」とあるのは「添えて指定登録機関」と、同項第四号中「実務経歴書（様式第一号の二）」とあるのは「実務経歴書」と、「実務経歴証明書（様式第一号の三）」とあるのは「実務経歴証明書」と、第四条第一項中「様式第二号による免許証」とあるのは「免許証明書」と、第六条第二項中「建築士免許証書換交付申請書（様式第三号）」とあるのは「建築士免許証明書換交付申請書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第三項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第一項中「建築士免許証再交付申請書（様式第四号）」とあるのは「建築士免許証明書再交付申請書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書の」と、同条第三項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第九条第一項中「免許を」とあるのは「知事が免許を」と、「又は」とあるのは「又は第十二条の十二第一項の規定により」と、「があつた」とあるのは「に係る事項を記載した書類の交付を受けた」と、第十二条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第六条第二項」と、同条第二項中「告示しなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

（指定登録機関の指定の申請）

第十二条の四 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行つている業務の概要を記載した書類
- 七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

（指定登録機関の名称等の変更の届出）

第十二条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所

の所在地

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(指定登録機関の役員を選任及び解任の認可の申請)

第十二条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請)

第十二条の七 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(指定登録機関の事業計画等の認可の申請)

第十二条の八 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十二条の九 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の規定による添付書類をいう。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第十二条の十 指定登録機関は、二級建築士等が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士等に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第十二条の十一 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第十二条の十二 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二、法第八条の二又は第八条第四項の規定による届出 当該届出に係る事項

二 機関省令第四十条第四項又は機関省令第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 機関省令第四十条第二項第二号イ又は機関省令第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第十八条の七第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の規定により当該報告書に添付された書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信

回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(免許の取消し等の処分の通知)

第十二条の十三 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項若しくは第二項の規定により二級建築士等の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士等に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

第十八条の見出しを「(指定試験機関の指定の申請)」に改める。

第十八条の二の見出しを「(指定試験機関の名称等の変更の届出)」に改める。

第十八条の三の見出しを「(指定試験機関の役員の選任及び解任の認可の申請)」に改める。

第十八条の六の見出しを「(指定試験機関の事業計画等の認可の申請)」に改める。

第十八条の七第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、同項第一号中「(入出力装置を含む。以下同じ。)」を削り、同項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

様式第三号中「建築士免許証に」を「建築士免許証(建築士免許証明書)に」に、「は」を「貼付した」に、「ちよう付した」を「貼付した」に、「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第四号中「建築士免許証を」を「建築士免許証(建築士免許証明書)を」に、「は」を「貼付した」に、「ちよう付した」を「貼付した」に、「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。